



市政について

主な広報活動

秘書広報課 ☎0742-34-4710

奈良しみんだより(広報紙)

毎月1日に発行し、市の情報をお知らせしています。

ホームページにも掲載していますので活用してください。



インターネット広報

①ホームページ

市の行うサービスや、市政情報を掲載しています。各種申請書等のダウンロード・電子申請もできます。

●ホームページアドレス <https://www.city.nara.lg.jp>



②奈良市動画チャンネル

YouTubeを使って奈良市の魅力やニュース、オリジナルアニメ等を公開しています。



③公式Facebookページ



④公式Twitter



⑤公式LINE



⑥公式Instagram



まちかどトーク

市の施策や制度等について担当の職員が出向いて説明します。テーマを選んで申し込んでください。Web会議システムを使用したオンラインでの実施にも対応しています。

●実施時期

6月～翌年3月

●対象

10人以上の参加が見込まれる団体等

●テーマ

「環境」「福祉・健康」「消防・防災」等。ホームページにも掲載しています。

●申し込み

FAX・Eメールで実施申込書に必要事項を記入して、開催希望日の1か月前までに秘書広報課へ申し込んでください。申請書は奈良市ホームページよりダウンロード可。Web申込も可能です。



FAX0742-36-5606

Eメール:machikadotalk@city.nara.lg.jp

※会場は、申込者で用意してください。職員の派遣費用は不要です。休日(年末年始を除く)も実施します。

情報公開・個人情報保護等

情報公開制度

総務課 ☎0742-34-1377

この制度は、情報提供施策と市民のみなさんの求めに応じて行政文書を開示する行政文書開示制度からなっています。この制度により、市は公正で開かれた市政を推進することにより、市政への理解と信頼を深めることを目指します。

行政文書の開示請求については、原則15日以内に開示・不開示の決定をします。なお、郵送やFAXまたはEメールによる請求はできませんが、電話による請求はできません。

個人情報保護制度・特定個人情報保護制度

総務課 ☎0742-34-1377

この制度は、市が保有する市民のみなさんの個人情報及び特定個人情報(マイナンバー法による個人番号付きの個人情報)について、市としての取扱いの原則を定めるとともに、自分に関する情報がどのように記録されているか等を知ることができます。

個人情報及び特定個人情報の開示請求ができる人は、本人、または法定代理人に限定されます。なお、開示を請求される場合には、本人等の確認が必要になりますので、窓口への申請書の提出と本人等であることを証明できる書類の提示が必要になります。また、郵送による場合は、本人等であることを証明できる書類を同封の上、請求してください。FAX、Eメールまたは電話による請求はできません。

個人情報及び特定個人情報の開示請求については、原則15日以内に開示・不開示の決定を、また、訂正等の請求については、30日以内に訂正等をするかどうかの決定をします。

これらに係る請求は、いずれも総務課(市役所北棟5階)に所定の請求書及び必要書類を提出してください。

なお、行政文書の閲覧は無料ですが、写しを希望する場合は、費用(白黒片面1枚10円・カラー片面1枚30円・B5～A3判)がかかります。



市長の資産等の公開

 法務ガバナンス課 ☎0742-34-4596

この制度は、奈良市長等政治倫理条例に基づき、市長の資産等報告書等の閲覧及び写しの交付を行うものです。

閲覧等の請求は、いずれも法務ガバナンス課(市役所北棟5階)に所定の請求書を提出してください。

なお、閲覧は、無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費(白黒片面1枚10円・A4判)がかかります。

人権尊重の社会環境づくり

 共生社会推進課 ☎0742-34-4733

市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会の実現に向けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「奈良市人権文化のまちづくり条例」に基づき、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動できるよう、人権啓発活動を展開しています。

主な人権啓発事業

 共生社会推進課 ☎0742-34-4733 FAX0742-34-5304

「人権を確かめあう日」関連事業

「毎月11日は人権を確かめあう日」を普及させるため、主要駅周辺で街頭啓発活動を行っています。また、毎年「人権を確かめあう日記念集会」が県下一斉に実施されます。

「差別をなくす強調月間」関連事業

7月は「差別をなくす強調月間」として、県下一斉に啓発事業が実施されます。奈良市でも「人権ふれあいのつどい」等の啓発事業を実施しています。

「人権週間」関連事業

12月10日の「世界人権デー」を最終日とする一週間は人権週間であることから、人権週間にあわせて人権啓発活動を実施しています。

「奈良市人権講座」

市民一人ひとりが自他の人権を守るための行動がとれるよう講座を定期的で開催しています。

「市民の人権学習支援事業」

自主的な人権学習に活用できるよう、啓発ビデオの貸し出しを行っています。

人権文化センター

人権文化センターは、人権啓発、生涯学習、地域福祉、そして住民交流の拠点施設です。地域社会の中心的施設として幅広い市民利用のできる施設です。

名称	電話
北人権文化センター	0742-22-7776
中人権文化センター	0742-27-3019
東人権文化センター	0742-61-2236
南人権文化センター	0742-61-2029

男女共同参画社会

 共生社会推進課 男女共同参画室 ☎0742-81-3100
男女共同参画センター「あすなら」 ☎0742-81-3100

男女共同参画社会の推進

男女の人権が尊重され、男女対等にそれぞれの能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成14年9月にその拠点施設として「奈良市男女共同参画センターあすなら」をJR奈良駅前に開設し、平成23年4月からは、場所を奈良市西之阪町に移して様々な事業を推進しています。

令和4年3月には、「第3次奈良市男女共同参画計画」を策定しました。本計画は、少子高齢化の加速やグローバル化の進展など社会情勢の急激な変化の中で、これまでの施策を継承しつつ、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や、「奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づく、DVの防止及び被害者支援対策の強化、また、「奈良市女性活躍推進計画」に基づく、職業生活における女性の活躍の推進といった新たな視点や育児、子育て、介護支援にも重点を置いたものとなっています。

本計画に基づき、いまだ性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習などが根強く残っている中、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)といった多様な性のあり方の尊重と理解を進め、増加する配偶者暴力の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりを推進しています。

男女共同参画計画(第3次)

さらなる男女共同参画社会の形成を推進するため、次の3つの基本方向を柱に施策を展開し、事業を進めます。

- ①基本方向Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ②基本方向Ⅱ 暴力のない安全・安心な社会づくり
- ③基本方向Ⅲ 誰もが活躍できる環境の整備



非核平和都市

共生社会推進課
 0742-34-4733

世界の恒久平和は人類共通の願いです。わたしたちは、地球上で唯一の核被爆国民として戦争の悲惨さや平和の尊さを世界に訴え、次代に語り継がなければなりません。

市では、昭和60年12月に市議会で「非核平和都市宣言」が決議されたことを踏まえ、毎年広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日には、平和を祈願するため市庁舎塔屋の鐘をつき鳴らすほか、市内の寺院に呼びかける等、8月を中心に各種の平和事業を推進しています。

また、平和意識の高揚をはかるため、平成4年8月15日、市民参加による平和のシンボル「平和祈念碑」を建立し、さらに翌年8月6日に「非核平和都市宣言碑」を設置しました。

平成18年4月には、日本非核宣言自治体協議会に加入し、平成21年5月には「平和首長会議」に加入しました。今後は、他都市と手を携えて恒久平和の実現に努めてまいります。

非核平和都市宣言

世界諸国民の恒久平和の願いをよそに、核軍備の拡張は増強の一途をたどり、世界の平和や人類の生存に深刻な脅威を与えています。今や核兵器の全面禁止は、全人類の死活にかかわる最も重要かつ緊急な国際的課題です。

国際文化観光都市・奈良に住む我々は、この緑豊かな美しい自然や貴重な歴史的な文化遺産を守り、次代に引き継ぐためにも、この地球上に再び“ヒロシマ・ナガサキ”の惨禍を繰り返させてはならないことを全世界の人々に強く訴え、ここに非核平和都市を宣言します。

そして他の自治体と協力して非核三原則の堅持並びにあらゆる核兵器の全面禁止と廃絶を求め、恒久平和を願う全世界の人々とともにその実現に努めるものです。

以上、決議します。

昭和60年12月23日

奈良市議会

市議会
 議会事務局
 0742-34-4791

市議会

市議会は、市の意思を決定する議決機関で、市民のみなさんから直接選挙で選ばれた39人(定数)の議員で構成されています。議会は年4回、通例3月、6月、9月、12月に定例会が開かれ、また、必要に応じて臨時会が開かれます。議会には内部機関として、それぞれが所管する市の事務を調査したり、議案や請願等を審査する総務委員会・観光文教委員会・厚生消防委員会・市民環境委員会・建設企業委員会

と、予算及び決算を審査する予算決算委員会(議長を除く議員全員で構成)の6常任委員会があります。

また、議会運営に関する事項等を所管する議会運営委員会や議会広報紙等を所管する広報広聴委員会が置かれています。このほか、特定の事件を審査するため、必要に応じて特別委員会が設置されます。

傍聴

本会議・常任委員会は傍聴できます。(車椅子利用の人も入場できます。)

本会議、予算決算委員会全体会は、傍聴席入口(庁舎議会棟4階)で受付簿に住所、氏名を記入し、傍聴してください。(定員81人)希望者に議案書の貸し出しを行っています。(数に限りがあります。)

総務・観光文教・厚生消防・市民環境・建設企業の各常任委員会、予算決算委員会分科会は、議会事務局(庁舎議会棟2階)で受付簿に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けた上、傍聴してください。(定員20人)

なお、定員を超えると入場できない場合があります。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴人数を制限することがあります。

会議を妨害したり、人に迷惑を及ぼすと認められる人は傍聴席に入ることはできません。

会議の様子は、インターネットで生中継を行っているほか、会議の日の概ね1週間後から録画映像を配信しています。

請願と陳情

市議会に請願しようとする人は、議員の紹介により請願書を提出することができます。陳情書の提出には、議員の紹介は必要ありません。くわしくは、議会事務局へ。

市議会だより

市議会の活動を市民のみなさんにお知らせするため、本会議での議員の質問の要旨等を載せた「奈良市議会だより」を毎定例会後に発行し、奈良しみんだよりと併せて配布しています。届かない場合は、議会事務局まで連絡してください。なお、ホームページでも閲覧できます。

会議録の公開

本会議の会議録を公開しています。議会事務局、中央図書館、西部図書館、北部図書館、奈良県立図書情報館、市役所北棟5階総務課の行政資料コーナーに備えてあります。また、本会議の会議録や常任委員会などの委員会記録はホームページでも公開しています。



選挙



選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員 参議院議員	・満18歳以上の日本国民
知事 県議会議員	・満18歳以上の日本国民 ・引き続き3か月以上奈良県内の同一市町村に住所のある人 ・上記の人が引き続き奈良県内の他の市町村に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます
市長 市議会議員	・満18歳以上の日本国民 ・引き続き3か月以上奈良市に住所のある人

被選挙権

被選挙権とは、選挙によって議員や長に選ばれる資格のことで、次の要件を満たすことが必要です。

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員 知事	・満30歳以上の日本国民
衆議院議員 市長	・満25歳以上の日本国民
県議会議員 市議会議員	・その選挙権のある人で、満25歳以上の人

選挙権・被選挙権の要件は上記のとおりですが、次の人は除かれます。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人(執行猶予中の人は除く)
- ③公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年を経過しない人又はその刑の執行猶予中の人
なお、被選挙権については、実刑期間経過後5年を経過した日からさらに5年間、停止されます。
- ④選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人
- ⑥政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人

選挙人名簿の登録

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。選挙人名簿に登録されるには、特別の手続きは必要ありません。登録は毎年3月・6月・9月及び12月のそれぞれの1日と、選挙の時に行われます。

選挙人名簿の登録は住民基本台帳に基づいて行われるので、住所の移転等の届け出は、すみやかに行ってください。

登録の要件

- ①奈良市に住所を有すること。
- ②満18歳以上の日本国民であること。
- ③住民票が作成された日(転入については転入届をした日)から引き続き3か月以上奈良市の住民基本台帳に登録されている人であること。

選挙通知書

選挙のつど、世帯ごとに選挙通知書を送付します。この通知書は、選挙の日時と投票場所等のお知らせをするものです。投票の際には、投票所へ本人が持参してください。

選挙通知書が届かない場合や、紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば投票ができますので、投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャー、病気等の法定の事由で投票所へ行くことができないと見込まれる人は、あらかじめ期日前投票をすることができます。

期日前投票ができる期間は、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日前日までです。

期日前投票所は、投票日当日の投票所と場所が異なります。また、期日前投票所ごとに開設する日時が異なりますのでご注意ください。

不在者投票

滞在先での不在者投票

出張や旅行等で投票日まで他の市町村に滞在する場合は、奈良市選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

指定施設等での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票

身体に特定の重度障害(障害の程度等は法で定められています)がある・介護保険の被保険者証の要介護状態の区分が「5」の人は、郵便等による不在者投票ができます。

この制度により投票するためには、「郵便等投票証明書」の交付を受ける等、あらかじめ手続きが必要です。

在外選挙制度

仕事や留学等で海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度です。

この制度により投票するためには、「在外選挙人名簿」への登録を申請し、「在外選挙人証」の交付を受ける必要があります。

在外選挙人名簿の登録には、①在外公館申請と②出国時申請の2つの方法があります。

問い合わせは選挙管理委員会事務局へ